

第三十二号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部改正について

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和四十年徳島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年徳島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

(徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第三条 徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年徳島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、同条第七号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 職員の退職管理の状況

第三条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の人事評価の状況

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成二十一年徳島県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十四条第六項」を「第二十四条第五項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 2 第二条の規定による改正後の徳島県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第三条の規定は、平成二十八年度以後の各年度に係る人事行政の運営の状況に関する報告について適用し、平成二十七年度に係る人事行政の運営の状況に関する報告については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。